

令和7年度 備前市立三石中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月 改訂

いじめに関する現状と課題
・過去、重大事案には至っていないが、あだ名、からかいなどの事案が発生している。また、スマートフォンを所持している生徒が多く、SNSも多くが利用しているので、SNSによるトラブルが懸念される。 ・本校は少人数で固定化された人間関係のため、人と関わる力、社会性に課題が見られ、自分の意見を話したり、他人の意見を受け入れ、尊重することに課題が見られる。 ・いじめの未然防止のために、ソーシャルスキルトレーニングや構成的グループエンカウンターなどを行い、望ましい人間関係作りを促進したり、アンケートや教育相談などを行ったりして、早期発見、対処している。さらに、校内生徒指導委員会で、各学年の普段の様子や気になることを情報交換して十分に議論を深め、いじめに関する案件については早急に解決が図れるように教職員間で連携を取っている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
・いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、絶対に許される行為ではないということを教職員が共通理解する。 ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、管理職や生徒指導担当以外にも各学年の教職員(学年主任)も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の講演会を実施し、生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。 ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために長期の休み明け等にアンケートを実施したり、教育相談週間との連携が取りやすい実施時期の工夫を行ったりするとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。 ＜重点となる取組＞ ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。 ・「いじめについて考える週間」や「人権週間」において、生徒会が実施する人権集会などの取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、生徒会を中心に考えたインターネットにつながるメディアに関するルール<メディR>に基づいた取り組みを計画的に取り組む。

保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携	学 校	関 係 機 関 等 と の 連 携
＜連携の内容＞ ・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や常任委員会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。 ・学校便りや学年通信・PTA広報紙に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。	い じ め 対 策 委 員 会 ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・各学期に1回開催。発生時は随時開催。 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・委員会に参加した教員が、学年団の教員を中心に全教職員に周知。緊急の場合は職員朝礼等で伝達。 ＜構成メンバー＞ ・校外 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長 等 ・校内 校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、養護教諭 等 全 教 職 員	＜連携機関名①＞ ・備前市教育委員会 ・備前市子育て支援課、岡山県中央児童相談所 ＜連携の内容＞ ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣 ＜学校側の窓口＞ ・管理職(校長、教頭)、生徒指導担当 ＜連携機関名②＞ ・備前警察署、備前市青少年育成センター ＜連携の内容＞ ・非行防止教室の実施 ・定期的な情報交換、連絡会議の開催 ＜学校側の窓口＞ ・管理職(校長、教頭)、生徒指導担当

学 校 が 実 施 す る 取 組		
① いじめの防止	② 早期発見	③ いじめへの対処
・校内指導体制の確立、教職員の指導力の向上 ・生徒の生命尊重の態度、人権意識、自己指導能力の育成 ・互いに認め合い、心が通じ合う温かい人間関係づくり ・生徒の主体的な参加による活動の促進 ・ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成 ・特に配慮が必要な生徒への対応 ・家庭や地域の関係団体との連携強化	・教職員による観察や情報交換 ・定期的なアンケート調査等の実施 ・校内の教育相談体制の活用 ・校外の相談機関等の周知 ・SNSを含むネット利用実態の把握と指導	・いじめの発見や相談を受けたときの対応 ・教職員の組織的な対応と関係機関との連携 ・いじめられた生徒とその保護者への支援 ・いじめた生徒への指導とその保護者への助言 ・いじめの事実調査 ・他の生徒への働きかけ ・いじめ解消後の継続的な指導 ・ネット上の不適切な書き込み等への対処